

拜候

大恩ヲ荷リ閣下ニ對シ矣如
是言ヲ呈シ耳目を聞キ奉ルニ
誠ニ恐懼ニ堪ヘズ所ナリト雖々
今黙止スと恐ヒカル、衷情アリ
閣下幸ニ一族ヲ賜ヒ武ニ満
足何者カ加之

昔日大隈閣下松方閣下大藏
省ニ御タリ大臣タリシ者當時武
其部下アリテ聊カ大馬ノ勞
ヲ盡セリ 現今西心各下幸ニ

拒要ニ位ニ立セラル是レ武
力後世ニ一過ニシテ此様ヲ逸
セハ再ヒ思慮ヲ舒フル時ナカラ

拒要之位に立せらる是れ我

力後世に一過に此様り逸

せし再にも思ふ事ヲ辞ふる時ナカラ

シトス武就官以十年暇務

昔年程に従つ普通當務に勤

勞に對して一一般規定に位階

勲章ヲ稱する光榮と浴せたり

而かも事務以外 君國ヲ思

つる衷情と之に難く畫策建

説セルモノ若干アリ別紙叙述ス

而して六項、如キハ則チ是レナリ夫レ

物に成るに成るノ目ニ成ルニアラズ

無形之レカ有形トナリ因アツテ後

果シ生ス 若し閣下一覽之後

が貢獻スル所賜カ國家施設

ノ素因ヲ作レルが如キモノアルヲ

果シ生ス 若シ閣下一覧後

加貢獻スル所 邦カ國家施設

ノ素因ヲ作レルガ如キモノアルヲ

幸ニ其微功ヲ報セラシ底

分ニ待遇ニ法セシムル賢慮ヲ

蒙ラシキ事ヲ切ニ哀願ス 若シ以

希望ニシテ成就セハ高貴ニ武が切

勞ヲ 泉下ニ湮滅滅セラルノコトヲ

記シテ於テ事物ニ成テ上ニ其

起因 濫觴ヲ明カニスルハ國家

必須ニ業ナリト思考ス

明治維新ニ大業ニ於テ上

長統理ニ功績偉大ナリト論

ヲ候タス 而シテ其輔佐助官特

殊功勞亦湮滅滅セシムルコトヲ

一將功成萬骨枯ニ怨嘆ハ

其僕タス 而シテ其輔佐官^助特

殊功者亦湮滅^滅セシムキコアラズ

一将功成萬骨枯之怨謗ハ

仁人ノ戒ム所ナリト聞ク 然ル

ニ明治廿六年武辞破退官

當時兩軍下共ニ既シ其位ニ

アラリしが故ニ己シテ知ルノ大徳ニ

遭遇スルヲ得ス 遂ニ人ヲ是道ニリ

(當時志者同様ナリシ一支曰情

レテ曰ク 有島ハ二階カラ浦團

投ケテアラス 祿授ケニ遇ヒタリト 謗

譏ス)

以上陳述スル所ハ文拙ニシテ其

意ヲ盡カスト難ク 願クハ幸ニ

賢明ヲ閣下ニ洞察ヲ垂シ

給ハシ事ヲ 誠恐謹言

謹

以上陳述スル所ハ文拙ニシテ其

意ヲ盡カスル難ク願クハ幸ニ

賢明之閣下ニ洞察ヲ垂シ

給ハシ事ヲ誠恐謹言

三月十五日 武 揮

大隈伯閣下

大隈伯閣下 武 揮

親展